

令和2年5月7日

保護者各位

石垣市長 中山 義隆  
〔公印省略〕

家庭内保育の協力要請の延長について（通知）

新型コロナウイルスの感染拡大防止についてご協力を頂き深く感謝申し上げます。

さて、4月23日付け発出文書『沖縄県実施方針「特措法に基づく緊急事態措置」による家庭内保育のお願いについて（通知）』により、令和2年4月23日から5月6日の期間における登園自粛とする緊急事態措置対応を通知したところですが、国の緊急事態宣言の延長に伴い家庭内保育の協力要請期間を下記のとおり延長することとなりました。

つきましては、引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組みとして、保護者皆さまにおかれましては、家庭内保育のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

- 家庭内保育の協力要請の期間延長について  
保育所（認定こども園含む）に通所する乳幼児の保護者に対して、家庭内保育の協力要請期間を令和2年5月31日まで延長します。
- 保育所（幼保連携・認定こども園含む）の保育料等の日割り減額について  
家庭内保育の協力要請の期間延長に伴い、自宅保育を行った保護者家庭においては、令和2年5月31日までの保育料等は日割り減額いたします。